公益財団法人静岡イノベーション奨学事業団

代表理事　富田　直人 殿

**誓 約 書**

　私は、貴財団の奨学金を受領するにあたり、下記の事項を遵守し、奨学生としての責務を果たすことをここに誓約いたします。

記

１．私は、「公益財団法人静岡イノベーション奨学事業団2023年度奨学生募集要項」及び「公益財団法人静岡イノベーション奨学事業団奨学金支給規程」に記載のとおり以下の義務が発生することを理解しています。

(１) 支給対象期間終了後、成績証明書及び生活状況報告書を5月末までに提出すること

(２) 異動届出等の重要な事象が発生した場合には報告を行うこと

(３) 貴財団が企画する行事（贈呈式等）への参加に協力すること

２．私は、貴財団が奨学金の休止、打切りを行うことができることを理解しています。その場合、私は貴財団の決定に従う義務があることを理解しています。

３．私と私の保護者及び3親等以内の親族は、反社会的勢力とは何らかの関わりがないことを誓います。

年　　　月　　　日

氏名

（自署押印） ㊞

保護者氏名

（自署押印） ㊞

※18歳以上の方は保護者の署名捺印は不要です。

公益団法人静岡イノベーション奨学事業団奨学金支給規程より抜粋

|  |
| --- |
| 第9条（奨学金休止、停止、打ち切り）  奨学生が以下のいずれかに該当すると認められる場合は、理事会の決議を経て奨学金の休止、停止、打切りを決定することができる。  （１） 奨学金の申請書に虚偽の記載があった場合  （２） 奨学生が奨学金の受給中に、休学、停学、留年及び退学した場合  （３） 奨学生が本財団に対し指定された書類を提出しない場合  （４） 本財団の信用を害した場合  （５） その他奨学金支給規程第２条に規定する奨学生としての資格を失った場合  （６） 前各号の他、奨学生として適当でない事実があった場合  第10条（奨学金の返還請求）  奨学金の休止、停止、打切りを決定した事案について特に悪質と認められる場合で、以下の事情のいずれかがある場合、代表理事は理事会の決議を経て、支給した奨学金の一部または全部の返還を求めることができる。  （１） 申請書に虚偽の記載があり、かつ、当該虚偽記載が悪質である場合  （２） 奨学生が留年または退学し、かつ、就学の態度が誠実でない場合  （３） 奨学生の就学状況が著しく不良であり、かつ、その原因が奨学生に起因する場合  （４） 奨学生が本規定のいずれかの条項に違反し、かつ、改善の要請にも拘わらず、改善されない場合  （５） 犯罪、反社会的行為その他社会的な信用を失墜する行為を行った場合  （６） 前各号の他、本財団の奨学金の趣旨に著しく反する場合  第11条（報告・届出）  奨学生は、支給対象期間終了後、成績証明書、生活状況報告書を5月末日までに提出しなければならない。  ２. 休学、転学、退学、長期欠席、停学、留年、その他の処分、氏名・住所等の変更については適時本財団へ「奨学生異動届出」を提出し報告しなければならない。  第12条（死亡の届出）  奨学生が死亡した時は、遺族は戸籍抄本を添えて直ちに本財団に報告しなければならない。  第13条（奨学金の辞退）  奨学生確定後、奨学金の受給は、原則として、辞退できないものとする。ただし、奨学金を必要としない事由が生じた場合には、本財団事務局に届け出ることで辞退することを認めるものとする。 |